

令和4年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」 キャンペーンのお知らせ

厚生労働省

仕事(アルバイト)のトラブル こんな事で困っていませんか？

時給が面接で聞いた時の金額と違います

一方的にシフトを変更させられています

開店の準備や片付けの時間の給料がもらえません

お店が忙しくて休憩がもらえません

売れ残った商品を買取られてしまいます

代わりを見つけないとバイトを辞めさせてもらえません

おかしい!!と思ったら、ネットで検索 & 電話で相談

ネットで検索 アルバイトを雇う際、始める前に知っておきたいポイント
<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/parttime/>

電話で相談 総合労働相談コーナー ※4月～7月に若者相談コーナーを設置予定
<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

労働条件相談ホットライン(電話での相談は...)
 月～金：午後5時～午後10時 土・日・祝日：午前9時～午後9時 ☎ **0120-811-610**

8つのテーマに、役立つ情報が満載

「働くこと」と「労働法」～大学・短大・高専・専門学校生等に読えるための手引き～
<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/daigakumukeshiryou/index.html>

厚生労働省では、多くの新入生がアルバイトを始める令和4年4月から、夏休み前の7月までの間「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンが実施されています。

この機会に、アルバイトをされている皆様、また事業主の方についても、労働条件を確認してはいかがでしょうか？

～知っておきたいポイント～

- アルバイトでも残業手当があります！
 - アルバイトでも会社都合の自由な解雇はできません！ など
- 困ったときは下記相談機関などへ労働相談をしてみましょう。

- 愛媛労働局 総合労働相談コーナー 089-935-5208
(愛媛労働局雇用環境・均等室内)
 - 愛媛県 各中小企業労働相談所(県内5箇所)
- ※連絡先は県 HP にて